

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出の手続を開始します。

平成26年4月17日

独立行政法人労働者健康福祉機構
契約担当役 理事 亀澤 典子

1 業務概要

- (1) 業務名 大阪労災看護専門学校基本計画・設計業務
- (2) 業務内容 本業務は、大阪労災看護専門学校に係る基本計画及び設計業務等を行うものである。
- (3) 履行期限 平成27年3月31日

2 参加資格

基本的要件

- (1) 単体企業
 - ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - ② 厚生労働省平成25・26年度有資格者名簿「測量・建設コンサルタント等」のうち、近畿ブロック「建築関係コンサルタント」に登録されていること。
 - ③ 独立行政法人労働者健康福祉機構理事長から、指名停止を受けている期間中でないこと。
 - ④ 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(2) 設計共同体

(1)単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(平成26年4月17日付け独立行政法人労働者健康福祉機構契約担当役)に示すところにより、独立行政法人労働者健康福祉機構契約担当役 理事から大阪労災看護専門学校基本計画・設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)の認定を受けているものであること。

3 技術提案書の提出者を選定するための評価基準

- (1) 専門分野の技術者資格
- (2) 平成11年4月1日以降の同種又は類似業務の実績
- (3) 経験年数
- (4) 詳細は、大阪労災看護専門学校基本計画・設計業務説明書(以下「説明書」という。)による。

4 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 専門分野の技術者資格
- (2) 平成11年4月1日以降の同種又は類似業務の実績
- (3) 経験年数
- (4) 業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、求めるテーマに対する技術提案(技術提案書の内容及びヒアリングにより評価を行う。)

5 手続等

(1) 担当部局

独立行政法人労働者健康福祉機構経理部契約課契約班
住所 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア東館 17階
電話 044-556-9852 ファクシミリ 044-556-9916

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間は平成26年4月17日から平成26年5月1日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、午前10時から午後5時まで。

(1)において交付する。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

提出期限：平成26年5月1日午後5時

提出場所：(1)に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等（宅配便を含む）の配達記録が残るものに限る。）による。詳細は、説明書による。

(4) 技術提案書の提出期限、提出場所及び方法

提出期限：平成26年6月4日午後5時

提出場所：(1)に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等（宅配便を含む）の配達記録が残るものに限る。）による。詳細は、説明書による。

6 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。

(2) 契約保証金

契約保証金 納付

ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 契約書作成の要否 要。

(4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

有 工事監理業務等を随意契約の予定。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(6) 2(1)②に掲げる認定を受けていない単体企業又は2(2)に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も5(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。

(7) 本業務は、環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、独立行政法人労働者健康福祉機構発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請がある者は、技術提案書の提出者としての選定及び技術提案書の特定の対象者としなない。

(9) 詳細は、説明書による。